

## 美術館 企画展示室・ホワイエの使用について

### 【使用申し込みについて】

- 1 使用目的は、芸術、文化やそれらに関する教育等に供するものに限りま
- 2 使用申請書と企画書は、使用予定日の3ヶ月前までに提出してください。
  - (1) 受付は、先着順とします。
  - (2) 提出後、館内で企画内容を検討し、開催の可否を7日以内に電話で連絡します。
  - (3) 使用期間については、希望に添えない場合があります。

### 【使用料について】

使用料は無料ですが、入館には観覧料210円（中学生以下・無料）が必要です。  
入館料を無料にする場合等は、展覧会等の終了後、使用者が負担してください。

### 【搬入・展示・搬出について】

- 1 使用時間は、開館日の10時から17時までの間です。  
使用時間には、準備から後片づけの時間も含まれます。  
休館日は、月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始です。
- 2 展示パネル（180×180cm）、ワイヤー、Sカン、ランナーなどは必要数をお貸しします。使用後に返却してください。
- 3 展示パネルの組み立て、作品の配置・展示作業は、使用者が行ってください。  
展示パネルの組み立てについては、申し出があれば、職員が作業の補助にあたります。
- 4 使用後は、机・椅子などを片付け、部屋を元通りにしてください。
- 5 白布の貸し出しは可能ですが、使用後は必ずクリーニングに出して返却してください。

### 【損害賠償】

- 1 施設又は付属設備を破損または紛失したときは、使用者が賠償しなければなりません。
- 2 会期中に展示物などの破損や盗難があった場合は、使用者の責任とし、当館は責任を負いません。

### 【使用をお断りする場合】

- 1 美術館の主催行事及び市又は教育委員会など、公共の団体が使用する場合
- 2 公益を害し、風紀を乱す場合
- 3 施設又は付属設備の破損のおそれがある場合
- 4 営利を目的とする場合
- 5 美術館運営に支障がある場合

### 【使用許可の取消】

既に許可したものであっても、別府市教育委員会が不相当と認めたときは、使用の許可を取消します。この場合、使用者において損害を生ずることがあっても、当館は責任を負いません。

### ■注意事項■

- ◎「館内の飲食」「生花の会場への持込み」「喫煙」は禁止です。団体責任者より会員、関係者に周知願います。※生花はエントランス風除室のみ持込みを許可しています。
  - ◎「展示パネルへの画鋲止め」「塗装面を傷める強力両面テープの使用」「その他施設又は付属設備を傷める展示行為」は厳禁です。
  - ◎展示作業の際に出たゴミ等は、展示室内清掃の上、全て持ち帰りください。
  - ◎ワイヤー、Sカン、ランナーなどを紛失した場合は、同等品を弁済願います。
- ※美術館運営に支障があると認められる場合は、使用をお断りする場合があります。**  
注意事項を遵守願います。